

関税分類例規集改正の概要

改正箇所		改正事項（概要）
0303.79	えいのひれ	多数の軟骨を含んだえいの胸ひれは、その他の魚肉（骨を除去したもの）として 0304.90 号に分類されるのではなく、03.03 項（0303.79 号）に分類されることを明確化した。
3302.10	調製品（飲料のもと）	ノンアルコール飲料のもとで、飲料製造するための全ての香気性物質を含有しているものは、調製食品として 21.06 項に分類するのではなく、香気性物質をもととしたその他の調製品として 33.02 項（3302.10 号）に分類することを明確化した。
3505.10	変性でん粉	若干量の添加剤（泡消剤等）を添加した製紙工業用の変性でん粉は、製紙工業に使用されるその他の調製品として 38.09 項に分類されるのではなく、変性でん粉として 35.05 項（3505.10 号）に分類されることが明確化された。
8516.60	電気式家庭用パン製造機	こねる機能と焼く機能がある電気式家庭用パン製造機の「主たる機能」（第 16 部注 3）について、こねる機能（85.09 項）と焼く機能（85.16 項）は等しいので、通則 3(c)を適用して、数字上の配列の最後となる項である、85.16 項（8516.60 号）に分類することを明確化した。
8418.30 等	横置き型冷凍庫等 6 品目	分類の明確化に資するため、現行の分類例規に議論の対象となった物品の写真を追加する（本文に改正はない）。